

平成 25 年 3 月 14 日  
福祉部介護保険課

## 練馬区地域密着型サービス実施指針の改訂について

練馬区地域密着型サービス実施指針（以下「実施指針」という。）について、下記のとおり改定する。

### 記

#### 1 主な改定の理由

- (1) 「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」、「練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」の制定
- (2) 「介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱」の制定

#### 2 改定の概要

- (1) 条例に関する項目の追加  
条例制定の理由、対象となるサービス、条例制定に関する区の考え方等について追加を行う。
- (2) 行政処分の要綱に関する項目の追加  
新たに制定する「介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱」について追加を行う。

#### 3 改定時期

平成 25 年 4 月 1 日

#### 4 周知方法

- (1) 練馬区ホームページ等を実施指針（平成25年4月）を掲示する。
- (2) 区内地域密着型サービス事業所へ実施指針をメール送信する。